令和８年度(2026 年度) 老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱

第１　目的

老人福祉施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び介護保険法(平成９年法律第 123 号)に基づく公的介護施設等の整備を図ることを目的とし、老人福祉法等関係法令により地方公共団体等が行う老人福祉施設等の整備事業等に対し、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

第２　補助金の交付の対象

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表１の第１表第１欄に定めるとおりとする。

なお、補助事業等における整備区分は別表１の第２表による。

第３　補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、別表１の第１表第２欄に定めるとおりとする。

第４　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、第２に掲げる施設の整備に要する本体整備費及び解体撤去費とする。ただし、次の（３）に定める経費については、補助対象経費としない。

（１）本体整備費

施設整備（知事が必要と認めた設備整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）をいう。

（２）解体撤去費

解体撤去に必要な工事費及び工事請負費をいう。

（３）補助対象外経費

ア　土地の買収又は整地に要する経費

イ　既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

ウ　職員の宿舎に要する経費

エ　門、囲障、構内の雨水排水設備、構内道路等の外構整備に要する経費

オ　その他施設整備費として適当と認められない経費

第５　補助率

補助率は、別表１の第１表第３欄に定めるとおりとする。

第６　補助金の算定方法

補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）　新規事業

ア　第４の補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立預金（平成 12 年３月 10 日老発第 188 号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホーム

における繰越金等の取扱い等について」第１の３の(1)に定める「移行時特別積立預金」の額をいう。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ　別表２の第１表の第１欄に定める施設ごとに、第２欄の整備区分について、第３欄に定める基礎単価に第４欄に定める単位数を乗じて算出する。

また、改築整備により、解体撤去工事を行う場合は、別表２の第２表の第１欄に定める施設ごとに、第２欄に定める基礎単価に第３欄に定める単位数を乗じて算出する。

ウ　アにより選定された額と、イにより算出した額を比較して、いずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

なお、改築整備の場合は、本体整備分と解体撤去工事分それぞれについて、アにより選定された額と、イにより算出した額を比較して、それぞれの少ない方の額を合算したものを交付額とする。

また、大規模修繕の場合は、アにより選定された額と、イにより算出した額を比較して、いずれか少ない方の額に別表１の第１表の３の補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

（２）継続事業

前年度からの継続事業に係る補助金の交付額は、令和７年度（2025 年度）老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が必要と認めた額とする。

第７　補助金の交付の申請

１　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という）に提出しなければならない。

（１）経費の配分調書（別記第２号様式）

（２）事業予算書（別記第３号様式）

（３）事業計画書（別記第４号様式）

（４）補助金等交付申請額算出調書（別記第５号様式）

（５）別に指示する様式

２　補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（１）提出期限　別途指示する

（２）提出先　　別途指示する

３　補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第８　補助金の交付の決定等

総合振興局長等は、補助金の交付の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

第９　補助金の交付の決定の取消し

総合振興局長等は、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）に規定するもののほか、補助事業者が市町村以外の者の場合において、当該補助金の交付を決定する年度中に法人設立認可がなされなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

第 10　補助金の交付の条件

総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

１　北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）、令和８年度(2026 年度）老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱(令和８年４月１日付け高福第 3670 号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

２　補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。

３　補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の 10 分の１を超えないとき。

（２）補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

４　補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長等の承認を受けなければならない。

５　補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

６　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

７　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

８　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

10　補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を総合振興局長等に提出しなければならない。

11　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

12　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

13　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

14　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

15　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間は、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

17　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

18　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

19　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理(補助事業者が市町村の場合にあっては、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第７号様式による調書を作成すること。)し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

20　この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。

21　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

（１）この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

22　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

23　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

24　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

25　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

26　補助事業者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

27　補助事業者が市町村以外の者の場合にあっては、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

28　補助事業者が市町村以外の者の場合にあっては、事業を行うために締結する契約手続きについては、北海道が行う公共事業に準じた取り扱いとしなければならない。

29　この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。（市町村からの補助を除く。）

第 11　申請の取下げ

１　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第８号様式）を総合振興局長等に提出し、申請の取下げをすることができる。

２　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 12　事情変更による交付の決定の取消し

１　総合振興局長等は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　総合振興局長等が１の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

（１）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
（２）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

第 13　補助事業の遂行

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく総合振興局長等の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

第 14　補助事業の変更

補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第９号様式）に第７の１に掲げる書類を添付の上、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。
（１）当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の 10 分の１を超えないとき。
（２）補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

第 15　補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ総合振興局長等に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第 10 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

第 16　補助事業の執行の遅延又は不能

補助事業者は、補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長等に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 11 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 17　補助事業の状況報告等

補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、総合振興局長等から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第 18　補助事業の遂行等の命令

補助事業者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを総合振興局長等から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

第 19　工事完成届

補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届（別記第 12 号様式）を総合振興局長等に提出しなければならない。

第 20　実績報告等

1　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 13 号様式）に次に掲げる書類を添付して総合振興局長等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の４月 10 日までに、補助事業等実績報告書（別記第 13 号様式）に次に掲げる書類を添付して総合振興局長等に提出しなければならない。

（１）事業精算書（別記第 14 号様式）

（２）事業実績報告書（別記第 15 号様式）

（３）精算額算出内訳（別記第 16 号様式）

（４）別に指示する様式

2　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第６号様式によりその金額（実績報告において、２により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 21　補助金の額の確定

総合振興局長等は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 22　交付の決定の取消し

1　総合振興局長等は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

（１）補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

（５）（１）から（４）までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

２　１の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 23　補助事業に関する帳簿及び書類

１　補助事業者は補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外との経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

２　１により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。

（１）帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類

（２）契約書、入札関係書類

（３）台帳、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類

（４）日誌、写真、その他補助事業の履行状況が確認できる書類

（５）交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

第 24　財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第 25　財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間は、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

第 26　電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第 27　補助金の交付等に関する権限の委任

この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、総合振興局長等に委任するものとする。

第 28　書類の提出部数

北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）及びこの要綱により総合振興局長等へ提出する書類の提出部数は１部とする。

別表１

第１表　老人福祉施設等整備事業費補助金「補助事業等」、「補助事業者」及び「補助率」一覧表

１　補助事業等	２　補助事業者	３　補助率
(1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第３項及び第４項の規定による特別養護老人ホーム（定員 30 名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業は除く。以下同じ。）	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。）、社会福祉法人	定額 ただし、大規模修繕は３／４
(2) (1)に併設し、老人福祉法第 15 条第２項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備	市町村、 社会福祉法人	定額
(3) 老人福祉法第 15 条第３項及び第４項の規定による養護老人ホームの整備	市町村、 社会福祉法人	定額 ただし、大規模修繕は３／４
(4) (3)に併設し、老人福祉法第 15 条第２項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備	市町村、 社会福祉法人	定額
(5) 老人福祉法第 15 条第５項の規定による軽費老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護事業を行うもので、定員 30 名以上のものに限る。）の整備	市町村、 社会福祉法人、 その他知事が認めた者	定額
(6) 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 94 条第１項の規定による介護老人保健施設（定員 30 名以上のものに限る。）の整備	市町村、医療法人、 社会福祉法人、 その他知事が認めた者	定額
(7) (6)に併設し、介護保険法第 70 条第１項の規定による訪問看護事業所の整備	市町村、医療法人、 社会福祉法人、 その他知事が認めた者	定額
(8) 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 107 条第１項の規定による介護医療院（定員 30 名以上のものに限る。）の整備	市町村、医療法人、 社会福祉法人、 その他知事が認めた者	定額
(9) (8)に併設し、介護保険法第 70 条第１項の規定による訪問看護事業所の整備	市町村、医療法人、 社会福祉法人、 その他知事が認めた者	定額

第２表　整備区分一覧表

整備区分	整備内容
創　　設	新たに施設を整備すること
増　　築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
増　改　築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備をすること
改　　築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備をすること
転　　換	既存施設(軽費老人ホームＡ型)を解体撤去し、ケアハウスに移行する整備をすること
改　　修	介護老人保健施設の既存の従来型居室をユニット型居室に改修整備すること
大規模修繕	既存施設について別紙「大規模修繕の取扱いについて」により整備をすること

別表２

施 設 整 備 費 基 準 単 価 等

第１表　本体整備費単価

１　施 設 種 別	２　整 備 区 分	３　基 礎 単 価（円）	４　単　位
特別養護老人ホーム	創設、増築、増改築、改築	4,830,000	定員数
	大規模修繕（併設ショートステイ用居室を含む）	知事が必要と認めた額	施設数
併設する老人短期入所施設（ショートステイ用居室）	創設、増築、増改築、改築	2,430,000	定員数
養護老人ホーム	改築	5,610,000	定員数
	大規模修繕（併設ショートステイ用居室を含む）	知事が必要と認めた額	施設数
併設する老人短期入所施設（ショートステイ用居室）	創設、増築、増改築、改築	2,810,000	定員数
軽費老人ホーム（ケアハウス）	創設、転換	4,830,000	定員数
介護老人保健施設	創設、改築、改修	37,700,000	施設数
併設する訪問看護事業所	創設	6,040,000	施設数
介護医療院	創設、改築	37,700,000	施設数
併設する訪問看護事業所	創設	6,040,000	施設数

第２表　解体撤去費単価

１　施 設 種 別	２　基 礎 単 価（円）	３　単　位
特別養護老人ホーム	760,000	定員数
併設する老人短期入所施設（ショートステイ用居室）	381,000	定員数
養護老人ホーム	880,000	定員数
併設する老人短期入所施設（ショートステイ用居室）	439,000	定員数
軽費老人ホーム（転換に伴う軽費老人ホームＡ型の解体撤去に限る。）	760,000	定員数
介護老人保健施設	5,930,000	施設数
介護医療院	5,930,000	施設数

別紙

大規模修繕の取扱いについて

1　対象事業

区　　分	内　　容
（1）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（2）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（3）施設の模様替	①　狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ②　居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階に移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（4）その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）1　施設とは、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム（併設ショートステイ用居室を含む）をいう。
2　一定年数は、おおむね 10 年とする。

2　補助基準

（1）原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が 1,000 万円に満たない場合は、1,000 万円以上のものとする。
施設延面積（知事が必要と認めた面積）（㎡）× 4,000 円

（2）建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

（3）設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3　基準価格

次のいずれか低い方の額を基準とする。

（1）公的機関（市町村の建築課等）の見積り

（2）工事請負業者の見積り